

## 令和2年第1回田川地区斎場組合議会定例会議事日程

令和2年3月26日(木) 午前10時開議  
田川青少年文化ホール 大会議室

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 諸般の報告 平成31年度・令和元年度経過月分の出納検査について
- 日程第4 報告第1号 管理者専決処分の報告並びに承認を求めることについて  
[専決第1号 田川地区斎場組合会計年度任用職員の給与、費用  
弁償及び旅費に関する条例の制定]
- 日程第5 報告第2号 管理者専決処分の報告並びに承認を求めることについて  
[専決第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する  
法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定]
- 日程第6 報告第3号 管理者専決処分の報告並びに承認を求めることについて  
[専決第3号 田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部  
改正]
- 日程第7 議案第1号 令和2年度田川地区斎場組合一般会計予算

◎議長（皆川 高司議員）

定刻の時間となりました。皆さま、おはようございます。ただ今の出席議員は、19名中、18名であります。よって、本会議は成立いたしました。ただ今より、令和2年第1回田川地区斎場組合議会定例会を開会いたします。なお、本日の会議に欠席届のあった議員は森下博輝議員、1名であります。では、議事に移ります。日程第1「会期の決定」を議題とします。お諮りします。会期は、本日の1日限りと致したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決めます。日程第2「会議録署名議員の指名」を議題とします。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、指名いたします。会議録署名議員には、道 廣幸議員、中村勇紀議員を指名致しますので、よろしくお祈りします。日程第3「諸般の報告」を議題とします。

お手元に配布のとおり、監査委員より「平成31年4月から令和元年12月までの経過月分の出納検査報告」の提出がありましたので、ご了承願います。次に移ります。日程第4・報告第1号から日程第6・報告第3号までの「管理者専決処分の報告並びに承認を求めることについて」を議題と致します。まず、はじめに、関連する日程第4・報告第1号「専決第1号・田川地区斎場組合 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定」および日程第5・報告第2号「専決第2号・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の2議案について、報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

皆さま、おはようございます。新年度を控えての、公務ご多忙の折、第1回・斎場組合議会定例会に御出席を頂きましてありがとうございます。さて、時代も、「平成」から「令和」と移り変わり、今般、国の「働き方改革関連法の制定」に伴い、職員には、倫理観のある自立性、創造性、協調性の高揚を図るなど、住民の奉仕者としての意識レベルの向上が求められております。また、組織的にも職員が意欲、能力が存分に発揮できる環境づくりが求められており、人事管理や労務管理など環境整備が、今後の課題となってきます。このことに関連し、「現状での地方行政の重要な担い手となっている非常勤職員の任用制度の抜本的な見直しによる公務運営上の適正な確保が求められております。そこで今回、「報告第1号・専決第1号」「田川地区斎場組合会計年度任用職員の給与、費用弁償および旅費に関する条例」及び「報告第2号・専決第2号」「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例」の2議案を専決処分により制定したので、一括して、ご説明申し上げます。この2議案は、「田川地区斎場組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定」及び「地方公務員法及び地方自治法の一部改正」に伴い、田川地区斎場組合条例の一部を改正する必要が生じま

したが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。改正の主な内容は、専決第1号では、会計年度任用職員の給与の種類、給料の額、給与の支給方法、費用弁償及び旅費の支給等に関する事項を定めるものであります。次に、専決第2号では、職員定数条例に、会計年度任用職員は、「一般職の職員定数」に含まないこととして、定めるものであります。よろしく、ご審議のうえ、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、「専決第1号」及び「専決第2号」に関する管理者報告が終わりました。ここで、質疑に移ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

質疑が無いようですので、討論に移ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

無いようですので、採決に移ります。まず、「専決第1号・田川地区斎場組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定」については、管理者報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、「専決第1号」については、原案のとおり承認することに決しました。次に「専決第2号・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、管理者報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、「専決第2号」については、原案のとおり承認することに決しました。次に移ります。日程第6・報告第3号「専決第3号・田川地区斎場組合職員給与に関する条例の一部改正について」の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

日程第6、報告第3号「専決第3号・田川地区斎場組合職員の給与に関する条例等の一部改正について」御説明申し上げます。本案は、令和元年の人事院勧告に基づき、「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。改正の主な内容は、第1に、一般職の職員の給与について、国家公務員の給与改定に準じ、給料表の水準を平均

0.16パーセント引き上げるとともに、期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月引き上げ、年間4.5月に改定し、また、職員の住居手当について、国家公務員の住居手当の制度を参考に所要の改正を行うほか、地方公務員法等の改正に伴う規定整備等をしようとするものがあります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、「専決第3号」の管理者報告が終わりました。ここで、質疑に移ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

質疑が無いようですので、討論に移ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ないようですので、採決に移ります。「専決第3号・田川地区斎場組合職員の給料に関する条例の一部改正について」は、管理者報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、「専決第3号」については、原案のとおり承認することに決しました。次に移ります。日程第7・議案第1号「令和2年度 田川地区斎場組合一般会計予算」を議題と致します。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

日程第7・議案第1号「令和2年度・田川地区斎場組合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。令和2年度の組合予算の編成にあたっては、関係市町村の財政が、依然、厳しい状況にある現況を踏まえ、常に、ゼロベースによる試算に基づく、無駄のない効率性の高い予算編成に心がけております。また、組合職員にも、常日頃より既存施設の延命管理を含めた財政計画を建てるなど、利用者サービスを第一義に運営するよう指示をしております。このことにより、令和2年度当初予算は、歳入歳出予算総額ともに1億4,102万9千円で、前年度と比較して26万円の増額とさせて頂きました。予算構成は、歳入予算では、構成市町村負担金が、大半を占めるほか、斎場使用料収入などで構成されております。一方、歳出予算では、田川地区斎場施設に要する維持管理費用が大半を占めるほか、組合職員の人件費など組合運営費や施設整備基金積立金で構成されております。詳細につきましては、事務局が説明しますので、ご審議の上ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

事務局、どうぞ。

◎事務局（松崎 紀公場長）

事務局からは、当初予算のうち歳出について、予算書6頁から御説明させていただきます。

まず、1款・1項・1目の議会費であります。細節です。1節・報酬から9節・交際費には、組合議員19名の議会運営費として、82万3千円を計上。次に款項目が変わり、2款・1項・1目の一般管理費です。組合運営費と斎場施設の維持管理費として、1億3,911万7千円を計上。細節です。まず、1節・報酬から5節・災害補償費には、主に、職員2名と会計年度任用職員4名分にかかる人件費として、2,120万6千円を計上。次の8節・の旅費でございます。事務局職員の普通旅費のほか、本年度から導入される会計年度任用職員の通勤手当に当たる費用弁償と、職員の先進地視察費用として、51万5千円を計上。次の9節・交際費です。管理者交際費として、組合関係者への慶弔費として10万円を計上させていただきます。次の7頁に移らせて頂きます。まず、10節・需用費でございます。火葬用燃料費である白灯油の購入費1,026万円を主に光熱水費など2,136万円を計上。11節・役務費でございます。電話通信料のほか、各種保険料や手数料として82万8千円を計上。12節・委託料です。火葬業務や清掃接待業務委託である斎場管理業務委託料4,950万円を主に、施設維持に要する10の業務委託料5,275万2千円を計上させていただきました。次の13節・使用料及び賃借料です。パソコンやスマートフォンから24時間、簡単に火葬予約できる電話予約案内システムの年間リース料を主に、施設で使用する5つの設備機器リース料182万4千円を計上致しております。

次の8頁に移らせて頂きます。まずはじめに、14節・工事請負費でございます。1件目の工事として、毎年、棄損や劣化による火葬炉補修工事を計画的に実行するもので、施工内容は火葬炉台車4台の耐火材打替えと、火葬炉2基のセラミック材の貼替工事を実施するもので420万円を予定。2件目の工事費として、待合棟空調エアコン取付工事を、令和元年度から計画的に実行するもので、本年度は西側待合室3部屋のエアコン取付工事を実施するもので、517万円を計上させていただきました。次の17節・備品購入費でございます。本年度で、高額な賃貸リース傾向にあった心肺蘇生装置であるAED機器のリース期間が満了となることから、今回、購入経費が安価となる方法で購入するもので、その費用11万円を計上。次の18節・負担金補助及び交付金でございますが、組合職員の厚生福利を目的とする(社団法人)福岡県市町村福祉協会への負担金のほか、組合が加入する関係4団体への負担金として、4万6千を計上。次の24節・積立金です。職員1名の退職手当基金の元本積立金100万円のほか、将来の斎場施設の建替えに備えての自己資金となる施設整備基金の元本積立金3,000万円を計上させていただきました。項の段が変わり、2項・1目・監査委員費です。監査事務に要する費用として7万9千円を計上。次の9頁に移ります。3款・1項の公債費では、1目の元金は、当面、地方債の借入予定がないことから、廃目とさせていただきます。2目の利子では、不測の歳計現金の残高不足に備えての指定金融機関からの一時借入限度額500万円を想定した短期借入返済利子1万円を計上させていただきました。最後に、予備費では、予見し難い緊急の歳出予算の不足に充てるため、100万円を計上いたしております。一方、この歳出予算を補う歳入予算です。予算書4頁をお開き願います。はじめに、1款・分担金及び負担金では、斎場使用料など組合独自の自主財源では補えない財源を構成団体から市町村分賦金として負担を願うもので、9,167万7千円を見込んで

おります。次の2款・使用料及び手数料では、斎場使用料や普通財産使用料として、4,907万2千円を見込んでおります。次の5頁に移らせて頂きます。3款・財産収入では、職員退職手当基金や施設整備基金からの運用利子6千円を見込んでおります。4款・繰入金も存置科目としております。5款・繰越金も存置科目としております。6款・諸収入では、売店や自動販売機の電気料金の徴収金など26万5千円を見込んでおります。以上により、歳入合計では、歳出合計と同額の1億4,102万9千円を見込んでおります。以降、予算書10頁から14頁までは、特別職、組合職員の給与費明細書等を、最後の15頁には、「斎場施設管理業務委託料」にかかる債務負担行為に関する調書を添付致しております。なお、別紙の令和2年度田川地区斎場組合予算附表を添付いたしておりますので、御参照を願いたいと存じます。以上で、令和2年度当初予算の詳細説明を終わります。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、予算内容の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

柿田議員 どうぞ。

◎議員（柿田 孝子議員）

今説明して頂きましたが、6頁の旅費 資料には15万と書いてありますが、今説明の中には51万と私が聞き間違があったかなと思うのですが51万という風に言われたような気がしたので再度お尋ねしたいと思います。また、もう一点ですが資料の7頁の今後の投資的事業計画について一点お尋ねしたいと思います。この令和5年のところを見ますと葬儀場又は納骨堂の建設と書いてありますが、元々これは基本設計時の追加計画分と書いておりますので この計画 元々の計画はいくらであって この葬儀場 納骨堂がいくらなのか何年前にですね基本計画でいくら出て出されたと思うのですが それの追加で今度建設を追加されるのかなと思いましたが まず、その二点についてお尋ねしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

事務局、どうぞ。

◎事務局（松崎 紀公場長）

まず、一点目でございますが8節の旅費でございますが、視察旅費が15万円で総額で旅費に関しまして51万5千円と説明させて頂きました訳でご了承頂きたいと思っております。

それと、附表の7頁別添でございますが7頁で柿田議員ご質問で今回含む今後の投資的事業計画についての表を添付させて頂いております。この中で令和5年度と令和6年度におきまして今ご質問ございましたように基本設計時追加計画分として葬儀場建設工事や納骨堂建設工事と書いております。これにつきましては計画時にこれを入れさせて頂ければ住民の為になるのではないかとということで添付に計上させて頂いたものでございまして実施するかは計画段階でございます。決まったものではございません。総工費では計画では11億2千万で計画しておりますが今いろいろ柳川市とみやま市が火葬場を建設したわけなのですが約総工費が20億ほどかかっております。現在当初にお聞きした金額では負えない

と今計画しておりますので管理者からも再度言及するようにと指示頂いておりますのでこれも含めたところで今制作しておるところでございます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

柿田議員 どうぞ。

◎議員(柿田 孝子議員)

はい わかりました。

当初は11億で計算をされておりましたが近隣の建設状況を見ると20億くらいかかるので斎場組合としては、まだ現時点では建設には至らないという事なのか、それとも11億と考えるけれども20億まで基金を積み上げて将来的には建設したいと考えなのか、どちらなのか

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

二場管理者どうぞ。

◎管理者(二場 公人市長)

今、事務局の方から言いましたように この計画では令和5年、6年となっておりますけど昨年ぐらいから令和元年度 事務局の方に今後老朽化してくるので建替え計画も本格的に計画していかななくてはならない時期に来たということでも色々精査するように伝えておりました。わたしも色々中学校の建替え等とかありますので その中で設計業者等にもお話を聞いてほしいどのくらい全国的には斎場が建っているのかということをお聞きしますと、ほしい25億~いいところでは40億くらいかかるということも聞いております。そこで再度事務局の方に、しっかり調べるよう指示はしておりますし、今日には柳川とみやま市が共同で建てたのが丁度焼却炉が6基と火葬炉が6基で20億を超えるような予算で建てたというような事も載っておりましたので 田川地域におきましても現在6基でやっておりますが それぐらいと過程すれば20億はかかるのではないかとこの事もありますので、それで資金的な事とか あるいは今後いつ頃建設を進めていくのかという事は、また令和2年度で計画を進めて 建替えはやる方向で考えていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

柿田議員 どうぞ。

◎議員(柿田 孝子議員)

最後確認ですが今回示す中で令和5年度、令和6年度について建設はしないという風に捉えて 今回明確に書いてますからね この令和5年度、令和6年度に建設に するのか私は捉えましたので その辺をご確認したいと思います

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

二場管理者どうぞ。

令和5年、6年というのは基金を始めた 令和10年に建替えというような計画で今、進めております。その時に11億くらいの建設費用ということで基金を積み始めた訳です

ど 今後ですね この施設が令和10年頃まで持つか持たないかという事も精査しながら今度基金の積み立てが今の状況では10年積立てて3億ぐらいしかありませんので、もう少し積立をして行くことを皆様方にも図って行かなくてはいけないと思いますし 今の施設が対応年数といいますか、それと今後の基金の積立状況を考えながら、この計画を進めていきたいと思っております。ただ、10年という事は、もう少し延かもしれませんが建替えはやる方向で今考えております。

「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

柿田議員 どうぞ。

◎議員(柿田 孝子議員)

その計画ができ次第 こういった計画があると皆様にお示しして頂ければと思います。以上です。

◎議長(皆川 高司議員)

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

無いようですので、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

討論を終わります。これより採決をいたします。「令和2年度田川地区斎場組合一般会計予算」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決しました。以上で、本日の会議に付された案件は、すべて、終了しました。これをもちまして、令和2年第1回田川地区斎場組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。